

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年10月10日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500172 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500027 号

第1 結論

平成 4 年 * 月から同年 * 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 * 月から同年 * 月まで

私は、平成 10 年 9 月頃に A 市役所で、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った。

A 市役所を訪問した目的は、厚生年金保険から国民年金への切替手続であったが、その手続の際に窓口の担当者から、請求期間に係る国民年金保険料を納付するように指示されて納付したこと及び納付書によらず現金のみで納付し、領収書が発行されなかつたが、持参した年金手帳に押印された「A 市の印鑑」が納付の証明となると説明を受けたことを、はっきりと記憶している。

調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成 10 年 9 月頃に、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び請求期間に係る国民年金の加入手続を行った旨主張しているところ、請求者から提出された年金手帳によると、「国民年金の記録（1）」欄には、請求者が被保険者となった日が平成 4 年 * 月 * 日、被保険者でなくなった日が同年 * 月 * 日、再び被保険者となった日が平成 10 年 9 月 1 日と記載されており、これらの被保険者記録はオンライン記録と一致し、入力処理年月日は全て同年 9 月 24 日であることから、請求者の国民年金の加入手続時期は同年 9 月頃と推認され、当該加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料は、保険料を徴収する権利が時効により消滅しているため納付することはできない。

また、請求者は、上記加入手続の際に A 市役所の担当者から、請求期間に係る国民年金保険料を納付するように指示されて納付し、年金手帳に押印された「A 市の印鑑」が納付の証明となると説明を受けた旨主張しているところ、A 市は、請求者の年金手帳に押印されている処理印（A 市の印鑑）は、国民年金の届出を受け付けた旨の確認印であり、請求期間に係る国民

年金保険料が納付されたことの証明とならない旨、また、請求者の国民年金に係る資料は、保存期間経過のため保管していない旨回答している。

さらに、請求者が主張する請求期間に係る国民年金保険料の納付時期は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500147 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500064 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 2 年 7 月 1 日から令和 6 年 5 月 29 日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、事業主の一方的な給与の減額により、当該期間前と比べて低い額となっている。給与の減額は、事業主の違法な行為により行われたものであり、合意したことではない。調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、令和 2 年 7 月 1 日から令和 5 年 1 月 1 日までの期間については、本件訂正請求日（令和 7 年 2 月 26 日）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を適用し、記録訂正が認められるか否かを判断することとなる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、また、厚生年金特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回る場合である。

請求者は、令和 2 年 7 月 1 日から令和 5 年 1 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額（20 万円）が当該期間前の標準報酬月額（34 万円）と比べて低く記録されているのは、令和 2 年 4 月分の給与から、A 社の事業主が給与を一方的に減額（基本給 29 万円及び手当 3 万円の計 32 万円から基本給のみの 20 万円に減額）したためであり、当該減額について、事業主と合意したことではなく、雇用契約の不利益な変更にあたり、違法な行為であるとして、当該期間に係る標

標準報酬月額の訂正を求めていた。

しかしながら、A社の破産申立代理人から提出された給料明細書により確認できる令和2年7月1日から令和5年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（20万円）及び当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（20万円）と一致している。

また、A社の破産管財人は、給料明細書に記載されている厚生年金保険料控除額以外に、令和2年7月1日から令和5年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨陳述している上、破産申立代理人からは、給料明細書のほかに資料の提出がないため、給料明細書に記載されている厚生年金保険料控除額以外に、厚生年金保険料を控除していたことは確認できない。

このほか、請求期間のうち、令和2年7月1日から令和5年1月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間のうち、令和2年7月1日から令和5年1月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間のうち、令和5年1月1日から令和6年5月29日までの期間については、本件訂正請求日において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法を適用し、記録訂正が認められるか否かを判断することとなる。

また、厚生年金保険法において、標準報酬月額については、毎年7月1日現在で事業所に使用される被保険者について、当該日前3か月間（4月、5月及び6月）の報酬月額に基づいて決定し、当該決定された標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月までの各月に適用される（以下「定時決定」という。）。ただし、昇給や降給等の固定的賃金の変動により、報酬の額に大幅な変動があったときは、実際に受ける報酬と標準報酬月額に隔たりがないよう、次回の定時決定を待たずに標準報酬月額の変更が行われる。

請求者は、令和5年1月1日から令和6年5月29日までの期間に係る標準報酬月額（20万円）について、上記1のとおり、A社の事業主が給与を一方的に減額したことに起因して記録されたものである上、同社から交付を受けた雇用保険被保険者離職票一2（以下「離職票」という。）の賃金額欄に記載されている令和5年9月1日から令和6年5月28日（離職日）までの期間（以下「賃金支払対象期間」という。）に係る各月の賃金額は、給与の減額が行われる前の報酬額となっており、当該報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、令和5年1月1日から令和6年5月29日までの期間に係る標準報酬月額（20万円）を上回っているとして、当該期間に係る標準報酬月額の訂正を求めていた。

しかしながら、給料明細書により確認できる令和5年1月1日から令和6年5月29日までの期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録における当該期間に係る標準報酬月額（20万円）と一致している。

また、離職票の賃金額欄に記載されている賃金額の賃金支払対象期間は、令和5年の定時決定を行うために必要な同年4月、5月及び6月の期間を含んでおらず、当該期間の報酬月額を確認することができない上、当該賃金額の内訳（支給項目）を確認できる資料はなく、固定的賃金の変動の有無を確認することもできないことから、当該離職票の賃金額欄に記載されている賃金額のみをもって、令和5年1月1日から令和6年5月29日までの期間に係る標準報酬月額を認定することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間のうち、令和5年1月1日から令和6年5月29日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。